

## 普通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、ひとり親等の医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、ひとり親等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第1に定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で次のいずれかの学校に在学している者をいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)

イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)

ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の学年を除く。)

エ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

オ 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程

(2) 配偶者のない女子 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する者をいう。

(3) 配偶者のない男子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する者をいう。

(4) ひとり親等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 子の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者である配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって、現に当該子を扶養するもの

イ アに掲げる者を除くほか、子の三親等内の親族であって、現に当該子を扶養する婚姻をしていないもののうち、アに掲げる者に準ずると市長が認めるもの

ウ ア及びイに掲げる者が扶養する子

エ ウに掲げる者を除くほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童に該当する子

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

カ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

(7) 一部負担金 医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(8) 保険医療機関等 保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他の者をいう。

### (受給資格者)

第3条 この条例による助成の対象となるひとり親等(以下「受給資格者」という。)は、普通寺市内に住所を有する者であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者となしない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属するひとり親等

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、普通寺市子育て支援医療費助成条例(平成27年普通寺市条例第24号)第3条の受給資格者であるもの

(3) 前年の所得(1月から7月までの間に受けた保険給付に係る助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条の規定による政令で定める額を超える者

(4) 民法877条第1項に定める扶養義務者で主としてひとり親等の生計を維持するもの(以下「保護者」という。)の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上である者

### (受給資格者証)

第4条 この条例による助成を受けようとする受給資格者又は保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に受給資格者の認定について申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給資格者証の交付を受けた受給資格者又は保護者は、受給資格者が保険医療機関等において保険給付を受けようとするときは、当該受給資格者証を提示しなければならない。

### (医療費の助成)

第5条 市長は、受給資格者が保険医療機関等において保険給付を受ける場合に要した一部負担金に相当する額を助成する。ただし、付加給付等(健康保険法第53条の規定に基づき保険者が定める規約による付加給付その他これに類する給付をいう。)を受けるとき又はその他の法令の規定に基づき国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該給付に相当する額を控除した額を助成するものとし、現に要した費用の額を超えることができない。

### (助成の方法)

第6条 この条例による助成は、前条に規定する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が香川県外の保険医療機関等において保険給付を受けたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、前条に規定する額を受給資格者又は保護者の申請により当該申請者に対して支払うことにより行うことができる。

3 前項の申請は、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内に行わなければならない。

### (損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給資格者又は保護者が受給資格者に係る疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の限度においてこの条例による助成をせず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

### (助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

### (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成について適用し、同日前に行われた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成23年6月30日条例第20号)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の普通寺市乳幼児医療費助成条例、普通寺市中心身障害者等医療費助成条例、普通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例及び普通寺市子育て支援医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成について適用し、同日前に行われた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成26年3月20日条例第9号)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成について適用し、同日前に行われた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月12日条例第33号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月17日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。